

平成14年5月14日

「監査役選任議案に関する監査役会の同意」の文書化等について

(社)日本監査役協会事務局

商法特例法上の大会社においては、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない(商法特例法18条3項、同3条2項3項)。

また、監査役会において、監査役選任議案に同意をした場合(これは、監査役総数の過半数の決議により行う)その旨を監査役会の議事録に記載することを要する(商法特例法18条の3第2項、商法260条ノ4)。

商法特例法上は、以上を以て足り同意書の作成は求められていないが、実務上は、同意のプロセスを記録に残す趣旨から、「同意書」の文例を示して欲しいとの要望が多くの会員から協会に寄せられている。そこで、会員のご参考に供するため、以下にその文例をお示しするが、【検討事項】をもとに各社の実情に応じて文言をご検討願いたい。

また、議事録の記載例についても、各社により異なると思われるが、一例をお示しする。

文例1 監査役選任議案に関する監査役会の同意書

		平成	年	月	日
株式会社	株式会社	監査役会			
代表取締役社長	殿	常勤監査役			印
		常勤監査役			印
		監査役			印
		監査役			印
監査役選任議案に関する同意書					
当監査役会は、平成 年 月 日開催の第 回定時株主総会に提出予定の監査役					
選任議案について、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第3項に					
基づき協議した結果、 氏、 氏、 氏、 氏を監査役候補者					
とする議案の提出に同意いたします。					
以上					

【検討事項】

- (1) 監査役会の同意は、その旨議事録に記載しなければならない（商法特例法 18 条の 3 第 2 項、商法 260 条ノ 4）。代表取締役への通知は、口頭でも文書でもよいと解されるが、同意のプロセスを記録に残す趣旨で、同意書を作成するものである。その場合、「監査役会の同意」が法の規定に基づき行われた旨、同意書に根拠条文を記載する。
- (2) 「監査役選任議案に関する同意書」には、宛先、提出者、何に関する同意なのかを明記する。
- (3) 「取締役の責任軽減議案に関する同意書」「定款変更議案に関する同意書」は、いつ作成することになるか予測がつかないので、文例 1 とは別に単一の文書にすべきではないかと思われる。
- (4) なお、「監査役を選任」を「臨時株主総会」で行う場合は、「定時株主総会」の文言を「臨時株主総会」に改める。
- (5) 監査役会として、監査役候補者の一部に「不同意」の場合は、上記文例末尾に「
氏を監査役候補者とする議案提出に不同意であります。」を付け加え、不同意の理由については、特に同意書に記載しなくても差し支えない。ただし、各社において監査役候補者について検討の結果、不同意の理由を記載できるのであれば、その旨記載することが望ましい。
- (6) この同意書は、監査役全員が取締役提案の「監査役選任議案」について同意をする場合の文例を示すものである。一部の監査役が、特定の監査役候補者に不同意の場合は、議事録にその旨記載し、同意書には、原則としてその事実を記載しなくてもよい。

ただ、不同意の監査役の存在を「同意書」上明らかにするかどうかについては、監査役会自身及び当該不同意監査役において、多種多様の意見や希望がでてくる場合があり得る。実務としては、できるだけ各監査役の意見に沿った書面作成を検討すべきであり、例えば、「監査役の誰々が、候補者の誰々について不同意であった（または、不同意の監査役候補者名を挙げずに、ただ抽象的に「監査役候補者の一部に不同意であった）」という旨の付記をすることも考えられる。監査役会としては、特に不合理なものでない限り、どのような内容、体裁の書面も作成できると解した上で、内容を検討すべきであろう。

いずれにしろ、各社における実情に応じてご検討願いたい。

- (7) 監査役会に欠席した監査役は、「同意書」に署名押印することを要しない。また、欠席監査役の「同意の有無に関する付記」も同様であるが、各社の実情に応じてご検討願いたい。

文例 2 監査役選任議案に関する監査役会の同意についての議事録の記載例

第 号議案 監査役選任議案に関する監査役会の同意の件

議長から、 月 日付にて 代表取締役社長から第 回定時株主総会に提出予定の監査役選任議案について、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 3 項に基づき監査役会の同意を求めてきたので、お諮りしたい旨前置きの上、監査役候補者として、 氏、 氏、 氏、 氏の各略歴と他の会社の代表状況等を説明し、提案があった。

審議の結果、全員異議なく同意した。

【検討事項】

- (1) 代表取締役社長からいつ監査役会の同意を求められたか、明示する。
- (2) 監査役会の同意は、「監査役選任議案に関する同意」であることを明示する。
- (3) 監査役候補者については、商法施行規則 13 条により、「候補者の氏名、生年月日、略歴、その有する会社の株式の数、他の会社の代表者であるときはその事実、会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨」を招集通知に記載しなければならないので、それらの事実を開示した上での同意であることを明示する。
- (4) なお、「監査役を選任」を「臨時株主総会」で行う場合は、「定時株主総会」の文言を「臨時株主総会」に改める。
- (5) 監査役会として、監査役候補者の一部に「不同意」の場合は、議事録にその旨記載する。なお、議事録には、不同意の理由を可能な限り記載するよう検討するものとする。
- (6) 一部の監査役が、特定の監査役候補者に不同意の場合は、議事録にその旨を記載する。

【ご参考】監査役会へ監査役選任議案に関する同意を求める場合の文例

平成 年 月 日
株式会社 監査役会 殿
株式会社 代表取締役社長
監査役選任議案に関する同意を求める件
平成 年 月 日開催の第 回定時株主総会に提出予定の、 氏、 氏、 氏、 氏を候補者とする監査役選任議案について、株式会社の監査 等に関する商法の特例に関する法律第18条第3項に基づき監査役会の同意を求めますの で、 月 日までにご回答下さい。
なお、各監査役候補者の略歴等は別紙の通りであります。
以 上

【検討事項】

- (1) 監査役会の議長が定められており、社内で認知されている場合は、宛先を議長名とすることも考えられる。
- (2) 同意を求める前提として、取締役会の決議を経ているかどうかは、同意の時期、方法について商法特例法は何ら規定されていないので、各社の運用による。
- (3) 同意の回答時期について、明示するかどうか、各社の運用による。

以 上